

全労済協会だより

vol.52

CONTENTS

- 公募委託調査研究(2009年度採用) 1
〈地域社会の課題と展望〉
「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究—経営学・マーケティング・ケアの視点から—」
守屋貴司氏(立命館大学経営学部教授)を代表とする共同研究の報告概要です。
- 第3回運営委員会開催報告 2
- 全労済協会からのお知らせ 2
●当面のスケジュール
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑭」... 3
「東日本大震災と雇用」について考えます。
- ~団体向け共済のご紹介~
シリーズ④『団体建物火災共済』問題と解説 4

公募委託調査研究(2009年度採用)

〈地域社会の課題と展望〉

「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究—経営学・マーケティング・ケアの視点から—」

立命館大学経営学部教授 守屋貴司
立命館大学経営学部教授 佐藤典司
立命館大学スポーツ健康科学部教授 三浦正行

上記研究の成果報告がありましたので、その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

報告書概要

本研究は、日本における中山間地域の「地域活性化のための地域マネジメントや町づくり・村づくり」について、経営学・マーケティング・ケアの3つの視点から論究をおこなうことを研究課題としたものである。

具体的にいえば、本研究では、日本の中山間地域の成功事例そのものに注目するのではなく、第一に「地域活性化を積極的に活躍する県・府・市・町・村の地方自治体組織や農協、漁協、信用金庫、NPOなどの地域活性化の核となるアクターに注目し、そのアクターの組織開発・組織文化、更に新しい組織文化を形成するリーダーの分析」や、第二に「新たな地域ブランドの確立の立ち上げのプロセスや展開を、参与観察調査・エスノグラフィ調査の手法を用いて分析することで、地域ブランド確立の手法そのものの解明やその課題・問題点を明らかにすることを試みている。特に、地域ブランドのたちあげに注目した理由は、地域活性化が成功している事例を見ると、マーケティングを通して、地域のブランドを確立しているケースが多いからである。

それゆえ、本研究では、まず、旧来、地域産業政策論、地域社会論、地域経済論として論じられてきた中山間地域の

地域活性化に関して、経営学、組織開発論、組織文化論、人的資源管理論などの経営学の視点とマーケティングの視点から論じている点に大きなオリジナリティがある。

第三に、本研究のもうひとつの特色ある分析視角としては、過疎地域の人々へのコミュニティに含まれるケアのあり方への視点である。本研究では、日本の過疎地域、特に、「中山間地・僻地」の未来を担う子供たちの健康づくり支援の「教育的な営み」を、ケアに関わらせての「コミュニティ」(町づくり)の視点から分析・考察をおこなうことは重要なことであると考え、調査・分析を行っている。

そして、この3つの分析視角・研究課題を繋ぐ核になる理論は、「公共経営」の理論である。経済競争の経営は、市場原理中心主義であり、行政、企業、地域、学校、家庭、そして個人までもが、それぞれ激しい競争関係の中で生き残りをかけて闘うことを是認する経営方式である。これに対して、社会共生的経営(「公共経営論」)では、行政、企業、地域、学校、家庭、そして個人が共生・共存・存続のために協力し合い、助け合う経営方式である。公共経営の視点という言葉を使いやすく言えば、地域内の組織・個人・家庭

間の相互の支えあい・助け合い、行政、企業、地域、学校、家庭の地域を越えたネットワークの視点とも言えよう。

そして、本研究では、執筆者達が勤務する立命館大学の地元である滋賀県・京都府と、それ以外の特色ある中山間地域の北海道東川町、高知県馬路村などを研究対象として調査・分析をおこなっている。滋賀県・京都府を研究対象・事例研究とした理由は、産学連携や地域共生という視点から有効であると考えたからである。

本研究論文の構成とそれぞれの章別展開において得られたポイントについてのべると下記のようになっている。

まず第1章では、滋賀県下における、「しが棚田ボランティア・棚田トラスト」、空き民家活用策、中山間地域の農村地域再生支援人材の育成、中山間地域の森づくり、「おいしが・うれしが事業」に見る農水産物マーケティング戦略、中山間地域の地域活性化に貢献するアクターとそのリーダー、などの中山間地域の活性化に関する地域マネジメントの取り組みについて分析をおこなっている。

第2章では、伝統産業分野で活躍するアクターをつなぎ、産官学連携による滋賀発の地域ブランドの確立を目指す立命館大学経営学部（びわこ草津キャンパス）のデザインマネジメントラボ（DML）の実験を紹介している。本章では、「新たな地域ブランドの確立の立ち上げのプロセスや展開を、参与観察調査・エスノグラフィ調査の手法を用いて分析することで、地域ブランド確立の手法そのものの解明やその課題・問題点」を明らかにすることであった。どの程度、日本の中山間地域の伝統産業における地域ブランド確立の手法そのものの解明やその課題・問題点の解明ができたのかについては、読者の判断に委ねることにはしたい。

第3章では、中山間地域に位置する北海道東川町の町役場を事例として、地域活性化のための町づくりの特色、

地域マネジメントの特徴、特に脱公務員化した町役場の組織文化づくりの方法などについて論じている。

第4章では馬路村での、柚子の加工品で地域活性化の展開の成功事例や、体験参加型のグリーンツーリズム、そしてエコロジー（森林）や間伐材を利用した加工製品で村おこしの成功事例などについて論述している。その上で、馬路村の地域活性化を図ることができたリーダー像と組織文化づくりについて論じている。

第5章では、「ケア」の概念などについての理論的整理と過疎地域（中山間地域）におけるケアを含むコミュニティ問題について理論的に検討すると同時に、中山間地域の未来を支える子供たちへの健康づくり支援の「教育的な営み」などを、ケアと関わらせた「コミュニティ」の視点から中山間地域に勤務してきた養護教員等へのヒアリング調査を通して明らかにしている。

本研究の結章においては、日本における中山間地域の「地域活性化のための地域マネジメントや町づくり・村づくり」について、経営学・マーケティング・ケアの視点から得られた知見について整理をおこなっている。本結章において強調している点のひとつとしては、優れた地域活性化のリーダーとアクターの創出の秘密は、地域への「愛情」と「危機意識」である。そして、本研究の第1章から第4章が、「日本の中山間地域の地域活性化と町おこし・村おこし」の光の部分照射する取り組みであるとするならば、第5章は、「日本の中山間地域のコミュニティ」としての厳しい現実の部分、土台・基礎の部分論じる形となっている。第1章から第4章の光の部分と第5章の厳しい現実の部分、土台・基礎の部分の両方をあわせてはじめて、日本の中山間地域は本当の姿をあらわし、今後の地域活性化や町おこし・村おこしを論じることができると筆者一同は考えている。

第3回運営委員会開催報告

第3回運営委員会（2010年度）を4月19日（火）に開催しました。

議題については、①新法人移行計画（案）②2011年度事業計画（案）の提案をおこない活発な質疑後、確認されました。

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
5月20日（金）	第32回評議員会	2011年度事業計画（案）、2011年度収支予算（案）他
5月24日（火）	第128回理事会	2011年度事業計画（案）、2011年度収支予算（案）他



暮らしの中の社会保険・労働保険⑭「東日本大震災と雇用」

東日本大震災の被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。震災は被災地を中心に各地の雇用に重大な影響を与えましたが、労働保険の仕組みを最大限活用する対策を通じて、被災地の復興に向けた取り組みが進められています。今回はこれらの対策を考えます。

Q1.震災により多くの方が仕事を失い、または失われつつあり、雇用の維持・確保が急がれます。

A1. 今回の大震災被災者の多様な要望に対して、復旧に向けた丁寧な取り組みが進められています。雇用分野では厚生労働省を中心に関係各省庁が加わる「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」のもとで、被災者の就労支援・雇用創出を促進するため、『日本はひとつ』仕事プロジェクト』の第1段階の施策が4月5日にとりまとめられました。当面の緊急総合対策として、①復旧事業等による確実な雇用創出、②被災した方々としごととのマッチング体制の構築、③被災した方々の雇用の維持確保、の3点が示されました。そして、復旧事業を地元建設企業に優先的に発注し、被災した離職者の安全に配慮した積極的雇用を促進するとともに、「生活支援ニュース」を避難所などに配布しながら、雇用対策の周知に努めています。

Q2.労働保険は今回の震災対応にどのような役割を發揮していますか。

A2. 今回の大震災に際しても、労働保険（雇用保険・労災保険）は失業に対する雇用保険基本手当や労働災害に対する労災保険給付など、その本来機能に基づく給付が行われます。それらに加えて労働保険では雇用の安定や社会復帰促進のための事業が行われています。その一つが、雇用保険の雇用調整助成金です。これは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用の維持をはかるために休業させ休業手当を支払った場合などに、原則としてその2/3（一人一日当たり7,505円が上限）を労働保険特別会計雇用勘定から事業主に支給するという制度です。雇用保険二事業（国庫負担なし）の施策の一つとして実施されていますが、2008年秋のリーマンショックによる雇用の急激な悪化による失業の顕在化を抑制し、雇用保険被保険者の失業防止、雇用の安定に貢献しました。

〈雇用調整助成金等支給決定状況〉

	2008年度	2009年度	2010年度
対象者	2万人	177万人	86万人
支給額	68億円	6535億円	3074億円

（注）3月29日厚生労働省公表資料より

「対象者」は月平均、「支給額」は年度計。ただし、2010年度は2月までの速報値の11ヶ月合計。

今回の震災に対しては、計画停電の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合も助成金の対象に加えるとともに、被災地の災害救助法適用地域を中心に雇用調整助成金の受給条件を一層緩和して、失業の防止をめざしています。

なお、この結果2007年度末に1兆679億円あった雇用保険二事業「安定資金残高」は2010年度末には0に近づき、雇用保険の「積立金」（2009年度末で約5兆4千億円）からの借入れを余儀なくされようとしています。

Q3.失業に至らない場合でも雇用保険の基本手当が支給される場合があるとのことですが。

A3. 今回の震災による直接の被害（原発事故による避難を含む）を受け、休業を余儀なくされた結果、賃金も休業手当も受け取れない場合で「経済上の理由」がない場合は、雇用調整助成金を事業主が受け取れません。しかしこのような場合、「激甚災害法の雇用保険法の特例措置」により、実際に労働者が離職していなくても、雇用保険に6か月以上加入などの要件を満たせば、被保険者は雇用保険の基本手当を受給できます。また、災害により事業が休止し一時的に離職を余儀なくされた場合で事業再開後の再雇用が予定されている場合、通常は基本手当は受給できませんが、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」により、被保険者は基本手当を受給できます。

Q4.未払い賃金の立替払い制度があると聞きました。

A4. 労災保険では保険給付等の保険事業に附帯して、社会復帰促進等事業を行うこととされています。そしてこの社会復帰促進等事業の一つとして、「未払賃金の立替払事業」があります。これは倒産などにより事業主から賃金を支払われない労働者に対して、未払賃金の総額（年齢区分ごとに上限あり）の8割を国が事業主に代わって立替払いするというものです。この事業は「賃金の支払の確保等に関する法律」の中で具体的に規定されています。

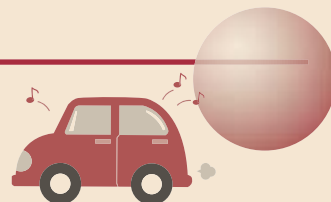
平時における有事に備えた積立金が累増するにつれ、効率優先の考え方からの批判が行われてきましたが、今回の震災は雇用の安定という点に限ってみても、特別会計の持つ意味を改めて考える契機を与えたものと言えます。

（監修：社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡秀昌）



～団体向け共済のご紹介～

シリーズ④『団体建物火災共済』問題と解説

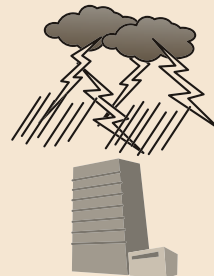


■事例

団体建物火災共済(オフィスガード)で、建物及び動産を契約しています。大型台風により以下の被害が発生してしまいました。

- ・強風で建物の窓ガラスが割れ、トタン屋根の一部が吹き飛んでしまった。
- ・割れた窓から事務所内部に雨が吹き込み、窓際のテレビが雨を被ってしまい、壊れてしまった。
- ・屋根の一部が壊れたことで事務所内で雨漏りしてしまい、プリンターと机の上にあった職員の携帯電話機が壊れてしまった。
- ・レーザープリンターの横に積んでおいた印刷用のA4用紙(1,000枚程度)が濡れてしまい使い物にならなくなってしまった。
- ・外の裏庭に置いていたゴミ箱が強風で飛ばされ破損してしまった。

※風水害(当例では台風)による損害は、『風水害等共済金』の対象となります。



問題

今回の被害状況まとめ

- ①窓と屋根 ⇒ 屋根と窓が破損
 - ②テレビ ⇒ 雨で壊れる
 - ③プリンター用紙 ⇒ 濡れてしまった
 - ④プリンター ⇒ 雨漏りの水で壊れる
 - ⑤職員の携帯電話機 ⇒ 雨漏りの水で壊れる
 - ⑥ゴミ箱 ⇒ 強風で飛ばされ破損
- 上記の①～⑥について、“どれが給付対象”で“どれが給付対象外”でしょうか？

解説

強風で壊れた窓と屋根について

1 当該被害が台風によるものであれば、風水害等共済金により給付対象に為り得ます。共済金請求書の添付書類として、修理見積書や請求書が必要となりますので修理業者の見積書や請求書を無くさないようご注意ください。



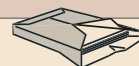
雨で壊れたテレビについて

2 当該被害が台風によるもので、テレビが契約団体の所有物であれば風水害等共済金により給付対象に為り得ます。共済金請求書の添付書類として、修理見積書や請求書が必要となりますので修理業者の見積書や請求書を無くさないようご注意ください。



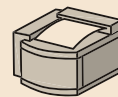
濡れてしまったプリンター用紙について(1000枚前後)

3 オフィスガードでは、5,000円(1個または1組ごと。総額ではありません)以下の風水害等の損害は給付対象外となります。A4用紙1,000枚では、5,000円に達しないと思われるので、今回の例では対象外といたしました。



雨漏りの水で壊れたプリンターについて

4 オフィスガードでは、『共済契約者が所有または管理する建物内に收容されており、かつ共済契約者が所有する動産』を”共済の目的とできる動産”としています。当被害が台風によるものであっても、プリンターがリース物件の場合は対象外となります。コピー機やFAX・パソコン等のOA機器は、多くがリースで、その場合は給付対象外となります。当例では、団体の所有物であったとして対象といたしました。(リース物件であれば給付対象外になります。)



雨で壊れた職員の携帯電話機について

5 オフィスガードでは、『共済契約者が所有または管理する建物内に收容されており、かつ共済契約者が所有する動産』を”共済の目的とできる動産”としています。当例のように、職員個人の所有物は給付対象外となります。仮に携帯電話が団体の所有物で、職員に貸与している物であれば給付対象に為り得ます。



強風で飛ばされてしまったゴミ箱について

6 オフィスガードでは、『共済契約者が所有または管理する建物内に收容されており、かつ共済契約者が所有する動産』を”共済の目的とできる動産”としています。当例のゴミ箱のように、建物の外に置いてあった物は給付対象には為り得ません。ちなみに玄関外に置いてある”泥除けマット”や”傘たて”等も対象外となります。



●○留意事項●○

- ・上記はあくまで事例です。実際のケースでは、諸条件によって異なる結果となる場合も有ります。
- ・給付支払額は、被害認定額・支払限度額・付分割合等によって決まります。
- ・5,000円(1個または1組ごと。総額ではありません)以下の風水害等の損害は給付対象外となります。
- ・火災等または風水害等に際し、共済の目的物が紛失したことによって生じた損害は給付対象外となります。



全労済協会だより vol.52 2011年5月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenroaikyoukai.or.jp